【凡例】 聞とき・場場所・内内容・闘講師・置費用 (記載なしは無料)・対対象・ 定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み (記載なしは不要)・問問合せ



住民税均等割のみ課税世帯への給付とこども加算について 物価高騰対応重点支援給付金



エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯への7万円の給付金に続き基準日(令和5年12月1日)時点で市の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、下記のとおり対象者に給付金を支給します。(住民税課税者に税法上扶養されている人のみで構成される世帯を除く)

※3月下旬ごろに給付金に関する案内を郵送しました

■住民税均等割のみ課税世帯

【対象】世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみ 課税者で構成される世帯、または令和5年度の住民 税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される 世帯

【支給額】1 世帯あたり10 万円およびこども加算として同一世帯にいる18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)1人あたり5万円

■住民税非課税世帯(こども加算分のみ)

【対象】令和6年2月から案内している物価高騰対応

重点支援給付金(1世帯あたり7万円)の対象世帯のうち、基準日時点で同一世帯に18歳以下の児童が含まれる世帯

【支給額】18歳以下の児童1人あたり5万円

■給付方法

対象者によって受け取るための手続きが異なります。詳しくは、郵送された案内をご確認ください。

■別に申請が必要な世帯(上述の対象世帯に限る)

次の世帯は別に申請することでこども加算を受け取れる可能性がありますので、お問い合わせください。

- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯
- ・別世帯だが扶養している児童がいる世帯

■その他

配偶者などからの暴力(DV)を理由に避難している人で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない人も受給できる可能性がありますので、お問い合わせください。

問臨時給付金給付室**☎** 957 · 7301



令和6年度から変わります

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料について

所得段階	所得区分	令和6~8年度(年額)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	※30,000円 (18,800円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円より多く120万円以下の人	※45,200円 (32,000円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階および第2段階以外の人	※45,500円 (45,200円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	59,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	75,900円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	85,800円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	105,600円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上420万円未満の人	118,800円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	128,700円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	145, 200円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	158,400円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	171,600円

情報

令和6・7年度保険料率などが改定になります 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。保険料率は、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和6・7年度は次のとおり改定されました。

■後期高齢者医療制度が見直されました

- ①高齢者の保険料の伸びを現役世代の支援金の伸びに 合わせる見直し
- ②出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕 組みの導入
- ※一部の被保険者には激変緩和措置あり(※1、2)

■令和6・7年度の保険料率

区分	令和4・5年度	令和6・7年度
所得割率	8. 29%	9. 49% ※1
均等割額	42,500円	47,000円

年間保険料=「所得割額:(前年の総所得金額等-基礎控除額43万円)×9.49%(※1)」+「均等割額:47,000円」 ※1 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人は8.80%(令和6年度のみ)

■賦課限度額の引き上げ(中間所得者層の負担軽減)

区分	令和4・5年度	令和6・7年度	
賦課限度額	66万円	80万円※2	

※2 令和6年3月31日以前に後期高齢者医療制度 に加入した人は、令和6年度賦課限度額73万円

■均等割額の軽減対象の拡大(低所得者の負担軽減)

区分	令和5年度	令和6年度
5割軽減	43万円+29万円 ×被保険者数	43万円+29万5千円 ×被保険者数
2割軽減	43万円+53万5千円 ×被保険者数	43万円+54万5千円 ×被保険者数

■収入別保険料額(年額)のモデルケース

年金収入額	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現役並み所得者 (300万円)	164,300円	186,500円	186,500円
厚生年金受給者(190万円)	51,900円	56,000円	58,600円
	※5割軽減	※所得割軽減+5割軽減	※5割軽減
基礎年金受給者 (80万円)	12,700円	14, 100円	14,100円
	※7割軽減	※ 7割軽減	※7割軽減

間保険年金課**☎** 983 · 2710

情報

ご活用ください

70歳以上対象「高齢者バス等利用助成券」の配布

市では、70歳以上の市民の外出を支援するため「高齢者バス等利用助成券(以下、助成券)」を配布しています。令和6年度の配布は、郵送の対象になる人へ、3月に助成券を発送しました。4月11日休までに届かない場合や郵送の対象にならない人で助成券が必要な場合は長寿政策課までご連絡ください。

■助成券の交付について

図100円分として利用できる助成券30枚を1年に1 回交付

対令和6年1月1日現在、三島市に住民票のある人で、 令和7年3月31日時点で満70歳以上になる人 (昭和30年4月1日以前に生まれた人)

郵送の対象になる人(①~③のいずれかに該当する人) ①令和5年1月~12月に1枚でも助成券を利用した人 ②令和7年3月31日時点で満70歳、助成券の利用 可能期間が1年に満たない71歳、75歳、タクシー 利用可能期間が1年に満たない76歳の人

③令和4年1月2日~令和6年1月1日に三島市に転入した令和7年3月31日時点で満70歳以上の人

■利用できる交通機関

バス▶せせらぎ号、なかざと号、きたうえ号、ふれあい号、花のまち号、山田・小沢線、伊豆箱根バス、 東海バス、富士急シティバス

鉄道▶伊豆箱根鉄道駿豆線

タクシー (75 歳以上のみ) ▶三島合同タクシー、富士急静岡タクシー、伊豆箱根タクシー、伊豆箱根交通、ベルタクシー、平和タクシー、風タクシー、(個人) 三嶋タクシー、(個人) 長谷川タクシー、介護タクシー (福祉サービス・エンゼルランプ、NPO法人ひとみ、合同会社ふじの紀)

■ 助成券の色は 70歳~ 74歳の人は緑色、75歳以上の人は藤色▶令和5年度の助成券は4月1日以降使用不可▶バス、伊豆箱根鉄道は1回につき最大2枚、タクシーは1回につき最大3枚の助成券を利用可▶換金不可▶本人以外の利用、他人への譲渡不可(助成券には1人ずつ番号が割り振られています)▶使用期限は令和7年3月31日まで

間長寿政策課高齢者福祉政策室☎ 983・2609